

IFRS Developments

IASBが「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションを修正



重要ポイント

- 本修正は、公正価値オプションの適用に適格な「類似の企業」の意味を明確化している。
- 本修正は、特定された主要な事業活動に関するIFRS第18号の要求事項を参照している。
- IASBは、公正価値オプションに係る適格性は、投資を保有する企業によって評価されることを改めて確認した。
- IAS第28号に基づき公正価値オプションを適用することは、IFRS第18号に基づく収益及び費用の分類を決定するものではない。

はじめに

2026年6月26日、国際会計基準審議会 (IASB) は、「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションの修正を公表した。本修正は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションをどの企業が適用できるかを明確化するものである。

本修正は、公正価値オプションの適用に関する実務の多様性、及び、これがIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」によって導入された分類の要求事項とどのように相互に関連するかを指摘する利害関係者からのフィードバックに対応するものである。

IASBは、公正価値オプションをすべての企業に拡大するかどうかを検討したが、代わりに、免除規定の適用範囲を根本的に変更することなく、不確実性のある特定の領域への対応に焦点を当てた、的を絞ったアプローチを採用することを決定した。

背景

IAS第28号は、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び「類似の企業」などの一定の企業に対し、IFRS第9号「金融商品」に従って、関連会社及び共同支配企業に対する投資について純損益を通じて公正価値で測定することを認めている。しかし、利害関係者は、以下について不確実性があると指摘した。

- 「類似の企業」という用語をどの程度広く解釈できるか
- 公正価値オプションがIFRS第18号の要求事項とどのように相互に関連するか

これらの懸念に対応するため、IASBは、要求事項を明確化することを目的とした狭い範囲の修正を開発した。



修正の要約

「類似の企業」の見直し

本修正は、「類似の企業」には、IFRS第18号第49項(a)に記載されているように、特定の種類の資産への投資を主要な事業活動とする企業が含まれることを明確化している。

この見直しは、「類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」への従前の記載を置き換えるものであり、IAS第28号から投資連動保険ファンドの例示を削除している。

IASBは、この修正は、公正価値オプションを適用できるベンチャー・キャピタル企業、 뮤チュアル・ファンド、またはユニット・トラストに関する既存の要求事項を変更するものではないと述べている。したがって、本修正は、IAS第28号に基づき既に公正価値オプションを適用している特定の企業に影響を与えることなく、「類似の企業」の範囲を精緻化することを意図している。

企業レベルでの評価

IASBは、公正価値オプションの適用の適格性の評価は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を直接保有する企業に基づくことを確認している。

つまり、グループ構造において、当該評価は報告企業のレベルではなく、投資を保有する企業のレベルで行われる。したがって、公正価値オプションを選択する適格性は、投資を保有する企業が特定の種類の資産への投資を主要な事業活動としているかどうかによるものとなる。

IASBは、公正価値オプションの適用は、投資を保有する企業の性質によって決定されたと考えている。したがって、そのような企業が連結財務諸表に含まれる場合、親会社が特定の種類の資産への投資を主要な事業活動としているかどうかにかかわらず、IAS第28号第18項及び第19項に従い、公正価値オプションは引き続き適用することができる。

IFRS第18号の分類との相互関係

本修正は、収益及び費用の分類に関するIFRS第18号の要求事項を変更するものではない。

公正価値で測定される関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用の分類は、IFRS第18号第53項及び第55項を適用することにより決定される。これには、報告企業が関連会社、共同支配企業及び非連結子会社への投資を主要な事業活動としているかどうかの評価が含まれる。この評価は、個々の資産又は共通の特徴を有する資産グループごとについて行われる。

したがって、企業がIAS第28号において、関連会社又は共同支配企業に対する投資を測定するために公正価値オプションを適用することを認められる場合であっても、関連する収益及び費用が損益計算書の営業区分に自動的に分類されるわけではない。収益及び費用の分類は、報告企業がIFRS第18号の要求事項を満たすかどうかによって決定され、その結果、当該収益及び費用が損益計算書の投資区分に表示される場合もある。

発効日及び経過措置

本修正は、企業がIFRS第18号を初めて適用する時に適用される。企業がIFRS第18号の早期適用を選択する場合、本修正もあわせて適用する必要がある。ただし、本修正の公表前に開始する期間についてIFRS第18号が早期適用される場合、企業は、本修正の公表日以後に終了する最初の報告期間から本修正を適用する。

IFRS第18号の経過措置に従い、本修正はIAS第8号「財務諸表の作成基礎」に従って遡及適用される。さらに、IAS第27号「個別財務諸表」第11項を適用する企業は、個別財務諸表においても同様の変更を行うことが求められる。



弊法人のコメント

本修正は、公正価値オプションの適用に適格性を有する企業の範囲を明確化している。

IAS第28号第18項の適用に適格性を有する企業は、IFRS第18号の適用初年度に、関連会社又は共同支配企業に対する投資の測定に関する選択を、持分法からIFRS第9号に従った純損益を通じて公正価値で測定する方法へ変更することが認められる。適用対象範囲が明確化されたことにより、この免除規定を適用できる企業の数が増加する可能性があり、企業はこの機会を利用して、すべての又は一部の関連会社又は共同支配企業に対する投資について、測定の変更を検討する場合がある。公正価値オプションを適用するかどうかを評価するにあたり、企業は、投資をどのような組織構造を通じて保有しているか、また、IFRS第18号に基づく結果として生じる収益及び費用の分類への影響を考慮する必要がある。

さらに、本修正は、IFRS第18号の発効日前に明確性を提供するものであり、企業が自らの測定方法の選択及び、それに伴う分類結果の影響を評価する際に役立つと考えられる。特に、保険会社及びその他の企業にとっては、これらの投資及び関連する負債から生じる収益及び費用の分類について、より高い一貫性を実現する機会として歓迎される可能性がある。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご覧ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は112928-26-GBLの翻訳版です。

ey.com/ja_jp